## エブリイ六条モール (No.1183)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月8日 香川県知事 浜田 恵造

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は 名称及び住所	名 称 オリックス株式会社 住 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号	
大規模小売店舗の 名称及び所在地	名 称 エブリイ六条モール 所在地 高松市下田井町 373 番 2 ほか	
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び所並びに法人にあっては代表者の氏名  【変更前】  名称 住所 代表者氏名 備考 株式会社 広島県福山市南蔵王町 岡崎 浩樹 一丁目 6番 11 号 一丁目 5番 36 号 株式会社 大阪府大阪市淀川区宮 寺西 豊彦 原四丁目 5番 36 号 株式会社 岡山県岡山市南区千鳥 伊藤 龍夫 イトウゴフク 町 5番 1 号 伊藤 龍夫 エブリイ 一丁目 6番 11 号 株式会社 広島県福山市南蔵王町 岡崎 浩樹 エブリイ 一丁目 6番 11 号 株式会社 岐阜県大垣市外渕二丁 河合 映治 セリア 目 38番地 日 37年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	住
	株式会社     愛媛県松山市南江戸四     白石 明生     R 元.8.1       レデイ薬局     丁目3番37号     テナント入替	14
	株式会社岡山県岡山市南区千鳥宝保 努R2.10.25イトウゴフク町5番1号代表者変更	Ĩ.
変更の年月日	上記備考欄のとおり	
変更する理由	上記備考欄のとおり	

- 2 届出年月日 令和4年6月24日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課 縦覧期間: 令和4年7月8日から令和4年11月8日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和4年11月8日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧 に供する。

## 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

## エブリイ六条モール (No.1183)

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ